

# 役員の報酬等支給規程

## 1. 目的

この規程は、社会福祉法人聴力障害者情報文化センター（以下「センター」という。）役員の報酬等の支給について必要な事項を定めるものとする。

## 2. 役員の種類

この規程の役員とは、定款第15条に定める理事、監事をいい、勤務形態は以下のとおりとする。

- (1) 理事  
常勤及び非常勤とする。
- (2) 監事  
非常勤とする。

## 3. 役員給与及び報酬

### (1) 常勤理事

次により給与を支給する。

年額 6,000,000円（上限額）とする。（所得税を含む）

給与の額（月額）：400,000円

特別手当の時期（6月・12月）：給与月額の1.5月分を支給

ただし、勤務事情又は本人が希望する場合には、減額又は支給しないことができる。

### (2) 職員給与を受けている理事

支給しない。

### (3) 非常勤理事

次により報酬を支給する。

理事会に出席した場合 11,140円（所得税を含む）

### (4) 監事（非常勤）

次により報酬を支給する。

監事監査（4時間） 11,140円（所得税を含む）

（4時間を超える場合） 22,280円（所得税を含む）

理事会・評議員会に出席した場合 11,140円（所得税を含む）

ただし、（３）及び（４）の役員が希望する場合には、支給しないことができる。

#### 4. 役員給与等の総額

役員給与等の総額は、年間10,000,000円を上限とする。  
なお、職員給与を受けている理事の給与額については、この総額に含まれない。

#### 5. 退職給与の支給

常勤理事については、以下により退職給与を支給する。

（支給要件）

常勤理事が1年以上在職し、次の各号の一つに該当する場合には、その者（死亡による場合は、その遺族）に支給する。

- （１）在職中、死亡した場合
- （２）疾病のため、辞職した場合
- （３）自己の都合により、円満退職した場合
- （４）法人の解散その他業務上の都合により、解雇された場合

（計算方法）

退職給与の額は、退職日における3の（１）の給与月額に在職年数を乗じて得た額とする。

なお、100円未満の端数が出た場合及び在職年数に1年未満の端数が出た場合の計算方法については、「社会福祉法人聴力障害者情報文化センター職員退職給与規程（平成5年11月1日施行）」の取扱いに準じる。

#### 6. 交通費の支給

非常勤の理事及び監事が理事会、評議員会、監事監査等に出席した場合には、交通費（実費）を支給する。

附 則 この規程は、平成29年6月28日から施行する。

社会福祉法人聴力障害者情報文化センター役員の報酬等に関する規程（平成12年4月1日施行）は廃止する。